

第380回 東京大学図書行政商議会議事要旨

- 日 時 平成18年11月27日(月) 13:30~15:45
- 場 所 総合図書館3階 大会議室
- 出席者 <委員長>西郷和彦 <副委員長>廣瀬久和 <委員>大内尉義、山田一郎、藤原克己
(代)柴橋博資、長澤寛道、小幡道昭、鹿児島誠一、根本 彰、新井洋由、斎藤 毅、
山本一夫、館 暲、三宅健介、岩崎貴哉(代)、池本幸生、加瀬和俊、畑中研一、横山伊
徳、川崎雅裕、金道浩一、木暮一啓、堀 浩一 (代)は代理出席者
<オブザーバ>西川洋一
- 欠席者 姜 尚中、多羽田哲也
- 列席者 笹川郁夫、川瀬正幸、関川雅彦、栃谷泰文、酒井清彦、中井雪子、森 啓介、市村櫻子、
合田美恵子、風巻利夫、仲 和子、高嶋秀介、二宮一郎、前田哲男、吉田左貴子、江川和
子、本多 玄、石川一樹、藤田英子
- 配布資料
1. 第379回図書行政商議会議事要旨
 2. 全学共通経費による基盤的学術雑誌等整備の別枠に関する方針(案)
 3. 共通経費別枠による選定結果
 4. 電子的コンテンツ管理ツール(リンクリゾルバ)について
 5. 東京大学附属図書館資料利用制限措置等に対する内規(案)
 6. 電子アーカイブ事業に関する相互協力協定(案)
 7. JST 電子アーカイブ事業について
 8. 「科学技術に関する基本政策について」に対する答申 抜粋
 9. 東京大学附属図書館基本規則
 10. 東京大学柏図書館規則(改正案)
 11. 東京大学附属図書館長選考規則
 12. IC 図書館利用証発行の部局経費負担について
 13. 近藤邦康氏の請求について(案)
 14. カリフォルニア大学ロスアンゼルス校図書館との相互利用パイロットプログラ
ムについて

<開 会>

- ・西郷委員長の主宰のもとに開会した。
- ・代理出席者の紹介があった。
- ・川瀬総務課長から配付資料の確認があった。

<議 事>

1. 前回議事要旨の確定

西郷委員長から、第379回議事要旨を資料1のとおり確定し、ホームページで公開した旨報告があった。

2. 協議事項

(1) 基盤的学術雑誌等整備の別枠について

サービス特別委員会堀委員長から、前回の行政商議会の後、9月12日の科所長会議で追加承認された、学術雑誌・電子ジャーナル・冊子体の共通経費化の別枠として取り上げるべき学術情報について検討を重ねた結果、範囲が適切に定義でき、基盤的学術雑誌等の共通経費化の財源を圧迫しないという条件を明確にしたうえで、別枠として取り上げるべき学術情報の整備方針案(資料2)を作成したとの説明があった。引き続き、この整備方針案に基づいた共通経費別枠による選定結果(資料3)の説明があった。

関川課長から、資料4にもとづき電子的コンテンツ管理ツール(リンクリゾルバ)の説明があった。

西郷委員長から、Lecture note in computer scienceの購入、及び電子的コンテンツ管理ツール[リンクリゾルバ]の導入については、館長預かりとさせていただき、今後運営委員会で審議することとし、別枠に関する方針及び選定結果についてはお認めいただきたい旨発言があり了承された。

(2) 図書館資料利用制限措置等に関する内規について

栃谷課長から、内規制定に至る経緯説明があった。

酒井課長から、資料13をもとに今回の動きの発端となった具体的な事例についての報告があった。

西川館長補佐から、資料5に則して各条項についての説明があった。

西郷委員長から、最終的な文案については、運営委員会にお任せ願うとして、大筋、精神論について、ご議論願いたい旨発言があった。

意見交換では、次のような意見がだされた。

- ・この提案は利用制限措置に関するものであって、資料の蓄積、保存については影響を与えないと言う理解でよいか。

- ・著作権侵害が明確な本の場合に、利用制限することはあっても、蓄積、保存するという部局図書館の判断を縛るものではないことを確認したい。

- ・問題が起こり、附属図書館に申し出て附属図書館長の下に委員会が作られ、全学的判断がなされた場合に、申し合わせ事項で「各図書館で内規発効以前から行われている個別の利用制限措置は影響を受けない」とされているが、運用的に危惧される。

- ・歴史系の部局は非常に微妙な問題をはらんでいるので、決定のプロセスとして部局に持ち帰って教授会で審議したい。

- ・社会科学系の部局は、さまざまな形で一つしか無い資料を一生懸命集め、それを公表するに当たっては非常に神経を使った規則を作り、閲覧請求に対しては委員会を作って中身を検討し、可能な限り閲覧に供するという努力をしている。4条の2は、著作権対応の利用制限措置という形にしていただけでないか。

- ・この内規は、対象範囲が広すぎるので、もう少し対象範囲を限定しクリアにすることが必要ではないか。

以上の意見を踏まえ、西郷委員長から、内規で規定する範囲も含め運営委員会等でもう一度文案を練り直し各部局に送るので、教授会その他でご議論いただき、その結果をもとに最終文案を作成し、次回の商議会に諮らせていただい旨発言があった。

(3) 科学技術振興機構(JST)のJournal@rchive事業への協力について

川瀬課長から資料6, 7, 8をもとに、JSTの事業の背景説明、協力協定案の内容説明があった。

西郷委員長から、この協定を結んでよいか発言があり了承された。

(4) 規則類の改正について

栃谷課長から、資料9・10にもとづき説明があった。

西郷委員長から、法学部からの部局図書館（外国法文献センター）廃止の申し出と、柏図書館の情報公開法への対応に従っての改正である旨発言があり了承された。

（5）柏図書館長の交替について

西郷委員長から、大矢柏図書館長が、柏キャンパス担当の総長特任補佐に就任されたことに伴い、9月末をもって柏図書館長を辞任されたが、柏図書館長の任期が来年3月末までと短いため、10月1日より西郷附属図書館長が兼務する旨発言があり了承された。

（6）附属図書館長候補者推薦委員会委員の選出について

附属図書館長候補者推薦委員会委員の選挙が行われ、以下の3名が選出された。

選考結果	廣瀬久和教授	大学院法学政治学研究科
	加瀬和俊教授	社会科学研究所
	堀 浩一教授	先端科学技術研究センター

（7）IC図書館利用証発行の部局経費負担について

栃谷課長から資料12にもとづいて説明があった。

意見交換では、次のような意見がだされた。

- ・毎年、新規の非常勤講師等が結構多く採用されるが、継続雇用されない場合、わざわざ郵送で返却まではしないため、回収率がそんなに良くなるとは考えられず、部局の負担が大きくなる。
- ・IC職員証の発行は、東京大学の事業として行っているものであり、IC職員証の発行を希望しなかった者に対して、部局経費によりIC図書館利用証を発行することは問題である。

以上の意見、昨年の審議経過を踏まえ、西郷委員長から、教職員のうちIC職員証の発行を希望しなかった職員のIC図書館利用証の発行経費は附属図書館の負担とし、IC身分証がでない者のIC図書館利用証の発行経費については、平成19年度は部局負担とする旨発言があり了承された。

3. その他

（1）著作権侵害問題について

協議事項「（2）図書館資料利用制限措置等に関する内規について」のところで、酒井課長から参考事項として説明があった。

（2）カリフォルニア大学ロスアンジェルス校図書館との相互利用パイロットプログラムについて

栃谷課長から資料14にもとづき報告があった。

（3）その他

・西郷委員長から、柏図書館自動化書庫第2期工事の予算の示達があり、契約の準備を進めている旨報告があった。

・西郷委員長から、総長裁量経費で学習用図書費が4千万円措置された旨報告があった。

（内訳 総合1,400万円 駒場1,700万円 柏900万円）